

国民年金の各種手続きについて

手続きの際には、各種手続きに必要な書類に加え、マイナンバー関連書類をお持ちください。

【本人が来庁する場合】

①、②下記よりそれぞれ1点

①番号確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

②本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等

【代理人の方が来庁する場合】

①、②、③よりそれぞれ1点

①代理権の確認書類

法定代理人の場合…戸籍謄本等
任意代理人の場合…委任状

②代理人の本人確認書類

代理人の方のマイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等

③番号確認書類

手続きされる方のマイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
問住民課 ☎(57)4140

野木町国民健康保険被保険者の方が交通事故にあったときは

交通事故など、第三者(自分以外の人)より受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担するべきものなので、国民健康保険は使用できません。ただし、「第三者行為による傷病届」を住民課へ提出することにより、保険証を使って治療を受けることができます。その場合は、野木町国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、加害者に後日請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず住民課へ届け出てください。

問住民課 ☎(57)4136



国民健康保険の切替えについて

国民健康保険の加入または離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。下記の場合は、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いします。

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるものが必要になります。

	事由	必要なもの
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
国民健康保険をやめるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑

問住民課 ☎(57)4136

町ホームページに掲載する バナー広告を募集します

1枠当たり：7,000円/月
天地60ピクセル、左右120ピクセル、
容量8KB以内、形式GIF・JPEG
※審査の結果、掲載できない場合があります。
※詳しいことはお問い合わせください。

問総務課 ☎(57)4134